

瑞穂監第51号  
平成30年3月26日

瑞穂市長  
棚橋敏明様

瑞穂市議会議長  
藤橋礼治様

瑞穂市教育長  
加納博明様

瑞穂市監査委員 井上和子

瑞穂市監査委員 堀 武

#### 定期監査結果報告書の提出について

地方自治法第199条第4項の規定により、「幼児支援課」の定期監査を実施したため、同条第9項の規定により監査結果に関する報告書を提出する。

## 定期監査結果報告書

### 第1 監査の概要

#### 1 監査の対象

「幼児支援課」における平成29年4月1日から平成29年12月末日までの財務に関する事務の執行と、重点項目として「未収金回収」について、都市監査基準（平成27年8月27日全国都市監査委員会制定）に準拠し、監査を行った。

幼児支援課は、課長以下99名の職員（事務職員7名、保育士91名、調理員1名）、嘱託員5名、補助職員221名、派遣労働者17名で次の事務を行っている。

- (1) 保育及び幼児教育の指導に関すること。
- (2) 保育所の運営に関すること。
- (3) 保育所施設の運営方針に関すること。
- (4) 保育所入所児童の事故及び災害に関すること。
- (5) 保育所嘱託医及び保育所嘱託歯科医に関すること。
- (6) 保育所職員の任免及び分限の内申に関すること。
- (7) 保育士等の研修等に関すること。
- (8) 放課後児童健全育成事業の運営に関すること。
- (9) 放課後児童クラブ施設の運営方針に関すること。
- (10) 放課後児童クラブ利用児童の事故及び災害に関すること。
- (11) 放課後児童クラブ職員の任免及び分限の内申に関すること。
- (12) 放課後児童クラブ指導員等の研修等に関すること。
- (13) 次世代育成支援行動計画に関すること。
- (14) 子ども・子育て支援に関すること。
- (15) 前各号に定めるもののほか、保育所、放課後児童クラブ及び子育て支援に関すること。

#### 2 監査の実施場所及び日程

瑞穂市役所

平成30年1月29日（月）

#### 3 実施した監査手続

監査の対象となった財務に関する事務の執行及び未収金回収の状況について、提出された資料を基に、通常実施すべき監査手続を実施した。

## 第2 監査の結果と意見

### 1 財務について

「幼児支援課」における財務の執行状況は、次のとおりで、おおむね適正に執行されているものと認められた。

平成 29 年 12 月末現在

	予 算 額 (円)	収入・執行済額 (円)	比率 (%)
歳 入	619,869,000	301,824,735	48.7
歳 出	1,183,503,000	725,785,137	61.3

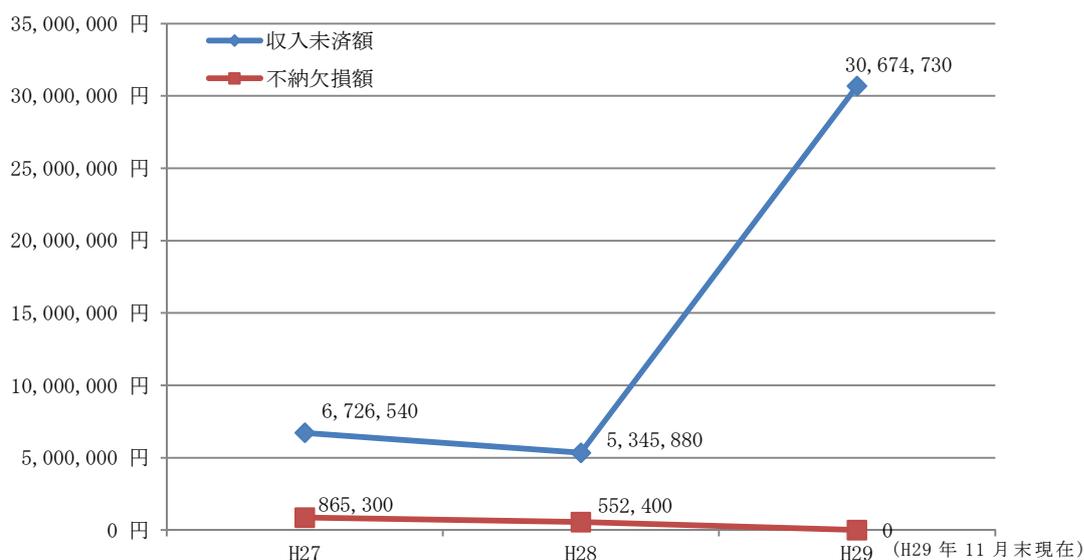
#### ◆幼児支援課で取扱っている主な債権について

債 権 名	債権の区分		時効期間	
	債権区分	強制徴収又は強制執行	時効期間	時効の援用
保育所保育料	強制徴収公債権	強制徴収	5年	不要
放課後児童クラブ保育料	非強制徴収公債権	強制執行	5年	不要
保育所延長保育料				
一時預かり事業保育料				
子育て短期支援利用負担金	私債権		2年	要

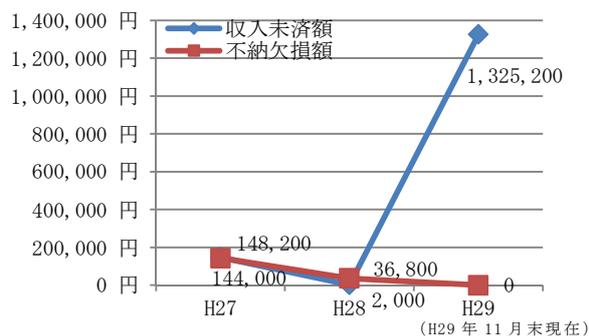
#### ◆主な債権に係る収入未済額と不納欠損額について

幼児支援課の平成 27 年度から平成 29 年度 11 月末までの収入未済額と不納欠損額の推移は、以下のとおりである。

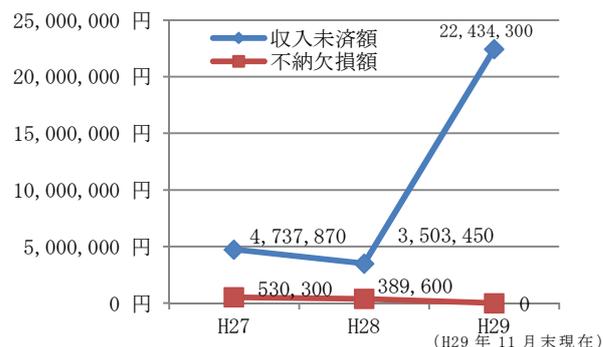
##### ①全体 (②～⑦)



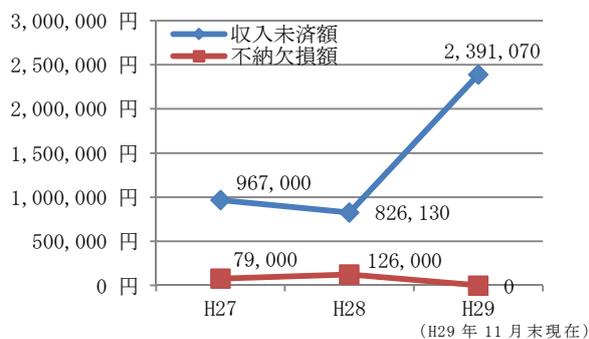
② 保育所保育料（11 分担金及び負担金）



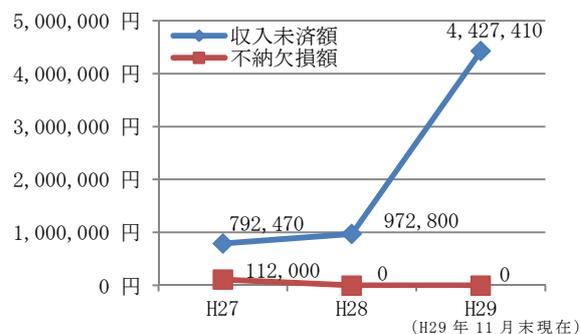
③ 保育所保育料（12 使用料及び手数料）



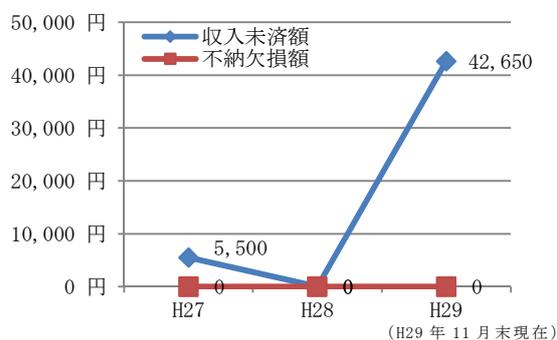
④ 保育所延長保育料



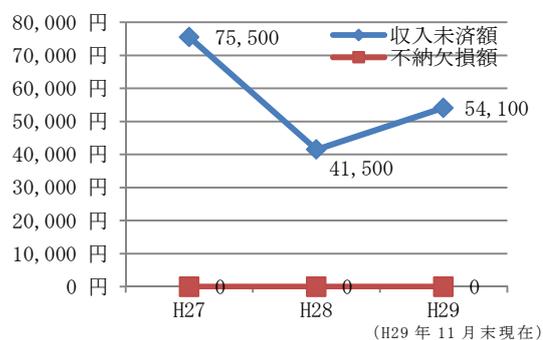
⑤ 放課後児童クラブ保育料



⑥ 一時預かり事業保育料



⑦ 子育て短期支援利用負担金



## 2 未収金回収について

番号	内 容	監査の結果	監査の意見
1	保育所保育料（強制徴収公債権）について	<p>保育所保育料の未収金回収について、高額滞納者に係る財産調査、滞納処分は行われていたものの、高額でない滞納者の滞納処分等を行われていなかった。</p> <p>また、不納欠損の理由は、5年の消滅時効完成であった。</p>	<p>保育所保育料は、当市の重点的取組債権に該当し強制徴収公債権である。高額滞納者への財産調査、滞納処分が行われたことのみでは、徴収努力が尽くされたとは言い難い。</p> <p>安易に時効を迎えないように、早期に財産調査等に着手し、高額滞納者以外も徴収努力を尽くすべきである。</p>
2	子育て短期支援利用負担金（私債権）について	<p>平成17年度及び平成19年度に発生した子育て短期支援利用負担金に係る債権が、収入未済となっていた。</p> <p>また、納付書が発送された以降、督促状の発送もなく徴収事務が行われていなかった。</p>	<p>平成19年度に発生した債権でもおおむね10年が経過している。</p> <p>子育て短期支援利用負担金に係る消滅時効は、2年である。督促、納付に係る折衝は、早期に行うべきである。</p>
3	債権台帳について	<p>債権台帳の記載に、一部不備があった。</p>	<p>債権台帳の記載に不備があると、適切な債権管理が出来ない。規則にも台帳の記載が義務付けられているから、適切に記載すべきである。</p>
4	事務引継ぎ等について	<p>平成29年度においては、市税等収納対策プロジェクトチームの指導のもとで、幼児支援課が保育所保育料の滞納処分を行ったとのことであった。</p> <p>また、債権管理事務に従事している職員は1名であった。</p>	<p>幼児支援課においては、多様な債権を取扱っているものの、他の業務を担当しながら、債権管理事務も行っている。</p> <p>このような体制において、市税等収納対策プロジェクトチームの指導のもとではあるが、滞納処分を行ったことは一定の評価ができると言える。</p> <p>しかしながら、今後、人事異動などにより担当者が変わってしまうと、事務が引継ぎされないおそれが十分ある。マニュアル等を策定するなど、債権管理事務が円滑に実施されるようにしていただきたい。</p>

3 その他について

番号	内 容	監査の結果	監査の意見
5	<p>幼児運動教室業務委託契約について（平成 28 年度）</p>	<p>平成 28 年度幼児運動教室に係る業務委託契約において、契約期間後の平成 29 年 4 月に契約金額（1,043,280 円（税込み）・138 回分）を超える実施があったことが判明した。</p> <p>受託業者である（特非）なかよしクラブみずほ（以下「なかよしクラブ」という。）からは、契約金額を上回る実施がなされた回数 24 回分 168,000 円の支払を求められた。</p> <p>担当課から委託料の予算残額がないため支払できない旨を受託業者に伝えたにもかかわらず、市から直接講師に支払うことなどを要望された。</p> <p>担当課は講師へ支払うため、遡った課長専決の決裁文書を作成し、委託料ではなく、予算残額であった報償費から講師へ 120,000 円を支払った。</p> <p>この契約は、平成 27 年度から地方創生事業（創業者支援事業）として開始された。また、平成 28 年度の契約金額は、前年度より大幅に増額（695,520 円増）となっていた。</p> <p>なかよしクラブは、講師料の 40%に相当する金額を事務手数料等としている。</p>	<p>契約者双方において、契約の進捗状況などが全く把握されず、ずさんとしか言いようが無い。</p> <p>進捗状況を把握し、契約内容に変更があれば、実施する前に変更契約を行うべきであり、受託業者であるなかよしクラブから契約外で実施された分の支払を要求されても、市には支払義務はない。</p> <p>にもかかわらず、なかよしクラブに代わり、市が直接講師に 120,000 円支払を行ったことは、論外であり不正である。</p> <p>なかよしクラブは、講師料の 40%に相当する金額を事務手数料等として得ていることから、十分支払能力はあると判断できる。</p> <p>講師謝金はなかよしクラブが支払うべきであり、市へ 120,000 円返還すべきであると指摘する。</p> <p>講師へ直接支払うため、遡った決裁文書を作成したことは、大変由々しき問題である。</p> <p>また、「紛議を生じ、若しくは生ずるおそれがあると認められる場合」であったにもかかわらず、課長専決で事務処理を行ったことは瑞穂市事務決裁規程（以下「決裁規程」という。）の規定に反している。</p> <p>このような事案が生じた場合は、決裁規程にのっとり、上司の専決又は市長の決裁を受けるべきである。</p> <p>地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号を適用し、なかよしクラブと随意契約を締結している。</p> <p>前年度から大幅に増額となっているが数値的な裏付けもなく、40%相当の事務手数料等が設定されていることなども疑問である。</p> <p>なかよしクラブは、前理事長で現在市議会議員が設立した団体であり、補助金交付団体でもある。であるならば、なおのこと指導し、他の模範となる適切な契約を行うべきである。</p> <p>地方創生事業として開始されたこの</p>

番号	内 容	監査の結果	監査の意見
			委託業務は、費用対効果等検討し5年間継続される事業であることから、委託業務の内容を各保育士が学び、その知識等を修得して、今後活かせるよう創意工夫して実施していただきたい。
6	幼児運動教室業務委託契約について (平成29年度)	平成29年度の幼児運動教室業務委託契約は平成29年4月1日に前年度と同一業者であるなかよしクラブと締結され、変更契約は平成29年10月31日になされていた。 しかしながら、支出負担行為に係る伝票の起票は、いずれも平成29年11月2日であった。	前年度に前述のような事態が発生したにもかかわらず、変更契約が10月末に行われていること自体、ありえない。 また、不正が生じた業者にもかかわらず、前年度と同様に契約していることは、適切と言えない。 当初契約に係る支出負担行為の伝票が、変更契約後の11月に起票されたことは会計規則に反しており、予算の管理等も全く出来ていないと言わざるを得ない。 このような会計事務等の遅れが、前年度に起きたことと同様な問題を引き起こす要因となる。速やかに事務を行うべきである。
7	つり銭等について	保育所で徴収している一時預かり事業保育料及び日本スポーツ振興センター保護者等負担金に係るつり銭の把握はしていないとのことであった。	実態を把握するとともに、必要があれば準備すべきである。
8	収入金の払い込みについて	一時預かり事業の保育料について、保護者から保育所が現金を預った後、財務会計システムに納入が反映されるまでに1週間ほど日数がかかっていた。	瑞穂市会計規則（以下「会計規則」という。）第23条では、「出納員は、第18条の規定により現金又は給付証券を収納したときは、その日に現金払込書により指定金融機関等に払い込まなければならない。ただし、特別の理由があるときは、この限りでない。」と規定されている。特段の理由がないのであれば、速やかに納入していただきたい。
9	資金前渡について	研修に係る資金前渡の精算が、研修日からひと月以上遅れていた。 また、領収書の宛名が瑞穂市長となっていた。	会計規則第42条第1項第2号では、その用件終了後5日以内に精算調書を提出することと規定されていることから、速やかに精算すべきである。 また、会計規則第41条第1項では、資金前渡職員宛の領収書を徴さなければならないと定められているから、今後は適切に行っていただきたい。

番号	内 容	監査の結果	監査の意見
		<p>当日、会場で支払うテキスト代について、資金前渡を受けずに、自費で立替えて支払っていた。</p> <p>また、領収書の宛名が瑞穂市長となっていた。</p>	<p>本来、事前に資金前渡を受けるべきであり、不適切である。</p> <p>上記と同様に、領収書の宛名も正しく徴し、適切に会計事務を行っていただきたい。</p>
10	消耗品の連日購入について	市内の同一小売店舗に連日出向き、消耗品を購入していることが散見された。	連日購入することは事務効率が悪い。今後は、まとめて購入していただきたい。
11	「お相撲さんと遊ぼう」の支払について	<p>平成25年度に実施された保育所の定期監査において、力士に対する謝礼の件が指摘されていた。</p> <p>今回の定期監査で確認したところ、資金前渡を受け、直接、相撲部屋に支払っているとのことであった。</p>	<p>資金前渡を受ける理由が不明確である。</p> <p>今後は、適切な科目かつ支払方法となるよう十分に検討していただきたい。</p>

以上